

## 違反是正事例（事例3－3）

テーマ < 資金難を理由とする消防用設備未設置の遡及対象物の違反処理 平成18年 >

- ▶ 所有者と賃貸借契約を結んでいる会社が、特定用途として利用しているため遡及対象となった対象物で、所有者が資金難等を理由として、設備設置を履行しなかった違反処理の事例。

### 防火対象物の概要

- (1) 用途 飲食店（3項口）
- (2) 構造・規模 耐火造 地上4階 屋内階段1、1階喫茶店厨房及び客席、2階、3階喫茶店客席、4階喫茶店事務室及び倉庫  
建築面積 50.9 m<sup>2</sup>、延べ面積 192.7 m<sup>2</sup>（使用開始届出）  
※ 建築面積 56.55 m<sup>2</sup>、延べ面積 225.54 m<sup>2</sup>（不動産登記）
- (3) 収容人員 収容人員 43人
- (4) 消防用設備等 消火器、非常警報設備（非常ベル）  
避難器具（2階・3階避難はしご、4階緩降機）、誘導灯

GL	飲食店	F4
	飲食店	F3
	飲食店	F2
	飲食店	F1

### 1. 違反処理の概要

#### (1) 政令改正に伴う実態調査

##### ア 平成15年9月15日、実態調査を実施

本件建物の実態調査を実施したところ、消防法施行令第21条第1項第6号の2（現、第1項第7号）に該当し、平成17年10月1日以降自動火災報知設備の設置義務が生ずる防火対象物であることを確認した。

##### イ 建物の管理形態

本件建物は、建物全体をコーヒーショップチェーンであるG株が占有しており、建物登記によると所有者はA及びB（夫婦）並びにC（長男）であった。

建物の所有権については、平成2年にAの名義で新築登記され、平成13年にA、B、Cの3名の名義（各々の持分1/3ずつ）で変更登記された。

所有者、占有者双方からの事情聴取によると、新築後A及びBが建物全体を占有し、喫茶店を経営していたが、平成13年にG株と賃貸借契約を締結し、1棟貸しして、G株

が現在の状態で喫茶店の経営を始め、現在に至っている。

(2) 占有者(G株)に対する設置指導

賃借後、G株が内装工事(階段の傾斜を緩くする改築も実施)を行い、消火器、誘導灯、非常ベル及び避難器具に関する必要な改修、設置も実施したこと、及び消防用設備等点検報告を現在までG株が実施していることから、平成15年10月20日、G株に指導書を交付して、自動火災報知設備の設置指導を行ったが、賃貸借契約の特約などの契約内容については確認していない。

平成16年4月にG株の担当者が来署し設置意思を示すとともに、平成17年1月20日には所有者の一人Cも同様の見解を示した。

(3) 所有者に対する設置指導

ア 平成17年2月9日、G株より設置義務は、所有者側にあるとの申し出があり、署内で検討の結果、賃貸借契約に賃借人が消防用設備等の設置維持を行う特約があることが認められなかったため、所有者に対して設置指導を行うこととした。

イ 平成17年5月23日、立入検査を実施し、立入検査結果通知書に指導事項として自動火災報知設備の設置を記載、所有者3名に対して交付したところ、所有者の一人Cが口頭で期日までの設置と、以後の窓口となることを表明した。

ウ 平成17年6月6日、Cから改修(計画)報告書が提出(改修予定日平成17年9月1日)されたが、改修予定期日がきても改修がなされないため、平成17年9月6日に改修意思を確認したところ、「中小企業融資に申し込み、設置資金とする」旨の申し出があった。

その後、連絡が取れなくなったが、平成17年11月19日に、Cから、「公的融資を他に受けているので、中小企業融資からの融資は困難となった」との申し出があった。

(4) 警告書の交付

ア 積極的な是正意思がないと判断したことから、違反処理を進め、警告書を交付することとし、Cに電話連絡を取り平成17年12月2日に来署するよう申し入れ、Cも納得したが、当日に来署せず直接警告書を交付することができなかった。

このため、平成17年12月5日に配達証明で警告書を所有者3名あて送付する。A及びBについては、平成17年12月8日に配達された旨の通知が署に送付されたが、Cに対する警告書は平成17年12月14日に郵便局から返送された。

イ Cは、両親A及びBが警告書を受領(配達証明で配達)したためからか、平成17年12月18日に来署したので、警告内容を告知すると、「不在気味であるので配達証明郵便でなく普通郵便で郵送されたい。」と申し出たので、署は平成17年12月21日に普通郵便で警告書を発送した。その後、Cの自宅・携帯に電話するも応答しないため、留守電に伝言を入れることになる。

(5) 命令を前提とした違反調査の実施

ア 警告の履行期限である平成18年3月31日を経過しても改修の動きが見られないため、所轄消防署としては、警告期限が到来している複数の自動火災報知設備未設置対象物の中から、人命危険を考慮して本件対象物を最優先に命令を行うこととした。

イ 平成18年4月4日、母親のBに連絡、是正の意思を確認するも、息子に任せている旨

を主張。4月15日に実況見分を行う旨を伝え、立会の了解を得る。

また、同4月4日、G(株)の担当者に命令を前提とした情報の提供を実施し、相手方より命令による公示の内容について質問を受け、公示の際に連絡を貰いたい旨の依頼を受ける。

ウ 平成18年4月12日、Cが電話に応答し、早急に工事の見積りを取るなど具体的には是正に着手するよう指導した際に翌日にも連絡する旨回答があったが、電話にも応答せず、署への連絡もなくなった。

エ 平成18年4月15日、命令要件の事実を特定するための実況見分を実施した(署4名、本部2名、立会人は、母親のBとG(株)防火担当者)。面積については、実測したところ、使用開始届出の面積と一致した。

## 2. 違反処理の完結

平成18年4月20日、当月内の命令実施を目途とした違反調査報告書を作成中に、着工届が提出され、平成18年5月30日には設置届が提出され、設置を確認した。

なお、設置費用について、G(株)が、内装変更と切り離せない部分の費用(約半額)を負担した模様である。

## (事例3-3) グループ検討

テーマ < 資金難を理由とする消防設備未設置の遡及対象物の違反処理 平成18年 >

### 1. 名あて人の特定について

平成15年の実態調査時に、名あて人を占有者G社と確認し、指導書を交付したが、その後、所有者3名に変更しています。これらのことから、消防用設備の設置にあたって名あて人の特定について検討してください。

### 2. 警告書の交付について

所有者3名にそれぞれ警告書を交付していますが、交付の方法として、本事例を参考として、検討してください。

### 3. 実況見分について

事実確認として、建物面積の算定は、収容人員も含めて設備設置等の判断となるが、警告・命令にあたって、資料提出命令を含めた、面積の算定方法等を検討してください。

### 4. 命令への移行について

平成18年4月以降に、命令に向けて違反調査等を実施しているが、その場合の違反事務の進め方について、検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

[参考] 実況見分について  
(映像資料CDから)

(次ページは、「消防予防概論 第2巻防火査察第3章第2節違反処理標準マニュアルの補足事項」の実況見分調書の一例です。)

関係資料集		
● 違反の覚知	・ 違反処理基準	・ 違反対象物台帳等
● 違反調査	・ 違反調査	・ 書証の収集
● 実況見分の事前準備	・ 実況見分とは	・ 実況見分の事前準備
● 実況見分の実施	・ 写真撮影 ・ 実況見分実施時の留意事項	
● 実況見分調書	・ 実況見分調書作成時の留意事項 ・ 記載事項	・ 図面・写真
● 違反調査結果のまとめ	・ 違反調査結果のまとめ ・ 違反調査報告書	・ 質問調書
● 違反調査関係資料	・ 違反調査報告書 ・ 質問調書	・ 実況見分調書

## 参考 (実況見分調書の例、一部)

### 実況見分調書 (第一回)

実況見分日時 開始 平成〇〇年〇月〇日 午後〇時〇分ころ  
終了 平成〇〇年〇月〇日 午後〇時〇分ころ

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

名称 〇〇ビル

上記防火対象物における消防用設備等の設置状況について本職は次のとおり見分した。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇 消防署

消防司令補 〇 〇 〇 〇 印

#### 1 実況見分の目的

消防法令違反 (自動火災報知設備) に係る事実の確認のため

#### 2 実況見分の立会人

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

職・氏名・年齢 株式会社 ABC 総務課長 〇 〇 〇 〇 (〇〇歳)

#### 3 実況見分の経過

##### (1) 現場の位置及び周辺の状況

現場は、JR〇〇駅から北に約 40mの〇〇商店街にあり、付近は商業地域に指定されている。建物は、商店街中央部に位置し、ビル東側入口が商店街に面している。(図 1「建物案内図」及び図 2「建物周辺図」参照) (写真 1 参照)

##### (2) 建物は、建築確認を昭和 62 年 4 月 8 日に受け、建築面積 213 m<sup>2</sup>、延べ面積 852 m<sup>2</sup> (使用開始届書面による) の耐火構造地上 3 階、地下 1 階建てである。(写真 2 参照)

各界の用途は、地下 1 階は居酒屋 (飲食店)、1 階及び 2 階は喫茶店 (飲食店)、3 階は事務所となっており、各階の床面積は 213 m<sup>2</sup>である。用途の判定は複合用途防火対象物 ((16) 項イ) である。平成元年 3 月 10 日から使用されている。

建物の消防用設備の現状及び各テナントの使用状況、防火管理の状況、占有者の氏名等は、別添「〇〇ビル防火対象物台帳」のとおりである。

##### (3) 建物内部の状況

###### ア 地下 1 階内部の状況

地下 1 階は、飲食店客室、同厨房、共用部分に分かれている。(図 3「地下 1 階配置図」参照) 客室の天井に自動火災報知設備の感知器 (以下「感知器」という。) は見当たらない。(写真 3 参照)

厨房の天井に感知器は見当たらない。(写真 4 参照)

共用部分は階段室、廊下及び掃除用具入れに分かれているが、これらの天井に感知器は見当たらない。(写真 5 参照)